

ID: 454

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	名寄市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第13条		
例規番号	平成18年条例第198号		
<p>【根拠条文】 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、管渠事業又は処理場事業に係る負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該管渠事業又は処理場事業に係る負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該管渠事業又は処理事業に係る負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条の規定による。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第9条 条例第13条の規定による負担金の徴収猶予を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(別記様式第4号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、申請者に下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(別記様式第5号)により通知する。</p> <p>3 前項の規定による徴収猶予の基準は、別表第1の定めるところによる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	名寄市公共下水道事業受益者分担金条例に準用あり。		
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日